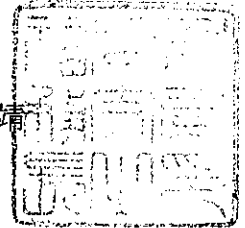


福岡財金一第 25号
20150113九州第1号
平成27年 2月 3日

弁護士法人 たくみ法律事務所
代表社員弁護士 宮田卓弥 殿

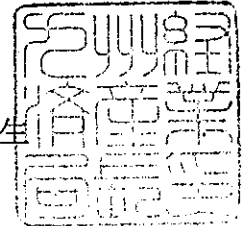
福岡財務支局長

長谷川 靖



九州経済産業局長

岸本 吉生



認定通知書

平成26年12月10日付け申請に対し、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第17条第1項の規定に基づき、下記の者を、経営革新等支援業務を行う者として認定する。

記

1. 氏名又は名称

弁護士法人 たくみ法律事務所

2. 主たる事務所の所在地

福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NOF天神南ビル10階

平成27年 2月 3日

認定経営革新等支援機関各位

九州経済産業局産業部中小企業課

認定通知書等の送付について

平素より大変お世話になっております。

さて、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項に基づく認定申請について、別添のとおり認定通知書等を送付します。本資料は法律に基づく認定の公文書になりますので、大切に保存いただきますようお願いいたします。

また、認定支援機関の方々が活用できる「経営革新等支援機関マニュアル」を中小企業庁HPに掲載しております。以下のURLからアクセスしていただき、パスワード「11052102(英数半角)」を入力の上、ダウンロードを行い、ご活用下さい。

【送付文書等】

- 認定通知書
- 認定経営革新等支援機関殿（九州経済産業局長からのメッセージ）
- 中小企業施策広め隊（チラシ）

経営革新等支援機関マニュアル：

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/index.htm>

【お問い合わせ先】

九州経済産業局産業部中小企業課

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館7階

電話：092-482-5447、FAX：092-482-5393